

東京都北区特別支援教育就学奨励実施要綱

(平成元年12月25日教育長決裁)

(平成4年11月6日一部改正)

(平成9年4月1日一部改正)

(平成10年4月1日一部改正)

(平成11年4月1日一部改正)

(平成14年4月1日一部改正)

(平成16年2月1日一部改正)

(平成19年4月1日一部改正)

(平成22年4月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(平成26年4月1日一部改正)

(平成28年4月1日一部改正)

(平成29年4月1日一部改正)

(目的)

第1条

この要綱は、教育の機会均等の趣旨にのっとり、公立の小・中学校の特別支援学級（以下「特支学級」という。）への就学の特殊事情にかんがみ、特支学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、特支学級への就学に必要な経費の一部を補助し（特別支援教育就学奨励費。以下「奨励費」という。）、もって特別支援教育の普及奨励を図ることを目的とする。

公立の小中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒についても、特支学級における取扱と同様とする。

(支給対象者)

第2条

(1) 支給対象者は、北区に住所を有し公立の特支学級に在籍又は通級する児童生徒の保護者で、北区教育委員会（以下「教育委員会」という。）から区分の決定を受けた者

(2) 公立の小中学校に在籍する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童又は生徒の保護者で、教育委員会から区分の決定を受けた者

(支弁区分の決定)

第3条

教育委員会は、特支学級（知的障害）に在籍する児童生徒の保護者又は学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者から「収入額・需要額調書」の提出があったときは、税務、国民健康保険の各情報又は添付書類に基づき、次の基準により区分の決定をする。

一 第1区分

収入額（同一生計世帯の世帯員全員の前年総所得金額を基礎に国の定める算式により算定した額）が需要額（前年12月末日に適用されている保護基準を基礎に国が示す額）の1.5倍未満で、

職場実習交通費以外は就学援助の認定を受けていない又は生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 2 項の規定による教育扶助を受けていない者

二 第 2 区分

前号の基準により収入額が需要額の 1.5 倍以上 2.5 倍未満で職場実習交通費以外は就学援助の認定を受けていない者

三 第 3 区分

前号の基準により収入額が需要額の 2.5 倍以上の者

2 特支学級（言語障害・難聴学級、情緒障害等学級、弱視学級）に通級する児童生徒の保護者で、通級費の請求書を提出した者

一 通級費区分

（認定期間）

第 4 条

認定期間は原則として、教育委員会が収入額・需要額調書又は通級費の請求書を受理した日から、支給資格喪失日又は当該年度の最終日とする。ただし、当初認定については当該年度の 4 月 1 日からとなる。

（支 給）

第 5 条

教育委員会は、支給対象者の委任を受けた校長からの依頼により、支給対象者が指定した金融機関の口座に、口座振替により支給する。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、校長口座へ口座振替することができる。

（認定の取消）

第 6 条

教育委員会は、支給対象者が次の各号の一に該当した場合は、認定を取り消すことができる。

- 一 第 2 条に規定する要件を欠いたとき
- 二 偽りその他不正の手段により奨励費を受けたとき

（返 還）

第 7 条

教育委員会は、支給対象者が次の各号の一に該当した場合は、すでに支給されている奨励費の全部又は一部を返還させることができる。

- 一 第 6 条に該当したとき
- 二 支給した奨励費の内容に変更があったとき

（支弁区分、補助費目及び補助金額）

第 8 条

支弁区分及び補助費目は次のとおりとし、補助金額は別に教育委員会が定める。

区 分	補 助 費 目
-----	---------

第1・第2	<ul style="list-style-type: none"> ・学校給食費・学用品購入費・新入学児童生徒学用品等購入費 ・校外活動費（宿泊を伴う）・校外活動費（宿泊を伴わない） ・クラブ活動費・通学費・修学旅行費・職場実習交通費 ・卒業記念アルバム購入費
第3	<ul style="list-style-type: none"> ・通学費・職場実習交通費
通級費	<ul style="list-style-type: none"> ・通学費

（特定の個人を識別するための番号の利用）

第9条

奨励費の受給を希望する支給対象者は、「就学奨励認定に関するマイナンバー利用申請書」を提出することにより、認定に関する添付資料の提出を省略することができる。

（補則）

第10条

この要綱に基づくもののほかは、北区就学奨励費事務処理要領によることとする。

（付則）

- 1 この要綱は、平成2年4月1日から施行する。
- 2 第3条第1項第一号の規定にかかわらず、当分の間、同号中「需要額（前年12月末日に適用されている保護基準を基礎に国が示す額）」とあるのは「平成24年12月末日現在に適用されている保護基準額に国が示す額」と読み替えて適用する。

（付則）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

（付則）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。